

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した
公費負担医療の延長措置について



受給者証の有効期間が
1年間延長
されます。

現在の受給者証（令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了するものに限る）を、その有効期限から1年間に限り引き続き使用できます。

原則、お手続きは不要です。

前年所得額が前々年に比較して大きく変わった方などは、変更手続きが必要な場合があります。

対象となる主な公費負担医療

小児慢性特定疾病，自立支援医療，指定難病，肝炎

詳細については下記へお問い合わせください。

小児慢性特定疾病，指定難病，肝炎 各保健所又は県庁疾病対策課(029-301-3220)

県保健所

(中央)029-241-0100

(ひたちなか)029-212-7272

(日立)0294-22-4188

(潮来)0299-66-2118

(竜ヶ崎)0297-62-2161

(土浦)029-821-5342

(つくば)029-851-9287

(筑西)0296-24-3911

(古河)0280-32-3062

水戸市保健所

(地域保健課)029-305-6290

水戸市にお住まいの小児慢性特定疾病受給者の方

(保健予防課)029-243-7315

水戸市にお住まいの肝炎受給者の方

自立支援医療

各市町村又は県庁障害福祉課(029-301-3368)

